資料3

第3部 地方再犯防止推進計画の策定について

「再犯防止」に取り組む背景・理由



- •市町村が再犯防止に取り組む意義は?
- ・どの部署が担当するのか?
- •市町村に求められることは?

いつまでに再犯防止計画を策定しなければならないのでしょうか?

法務省は、令和3年度末までに、100以上の地方公共団体(都道府県を含む)で地方計画が策定されるよう支援していくこととしています。しかし、令和2年10月末時点、策定済みの市区町村は、政令市6市、その他の市区町村34団体とまだわずかです。



再犯防止計画の担当部局はどこが担う?



支援策に着目して福祉部門が担うケース、保護司 など支援者とのつながりに着目して防犯・安全部門 が担うケースなど、自治体の実情によって異なります。



計画を策定することで、何かメリットはありますか?



計画の策定を通して、市町村職員と日常的に関わりがない更生保護に取り組む支援者(保護観察所、協力雇用主、保護司や更生保護施設など)との接点づくりにつながります。

「新たな社会資源の開拓」と捉えることで、支援のつなぎ先を増やすことにつながるので、各種支援業務の負担を軽減することも期待できます。



新たに再犯防止推進計画を策定するのは負担が大きいと感じます。



既存の他の計画に包含して策定することも可能です。

先行事例では、地域福祉計画、人権啓発関係の 計画に包含しているケースがあります。



市町村に期待することは?



法律で求められている計画策定の努力義務を クリアすることが形式的に求められますが、 本質的には更生保護に取り組む支援者と市町 村担当者との接点をつくり、お互いがサポートし あう関係づくりを目指すことが重要と考えています。



【解説】地方再犯防止推進計画とは?

再犯防止推進計画の策定は、再犯防止推進法により、 「都道府県及び市町村の努力義務」に位置付けられました。

(地方再犯防止推進計画)

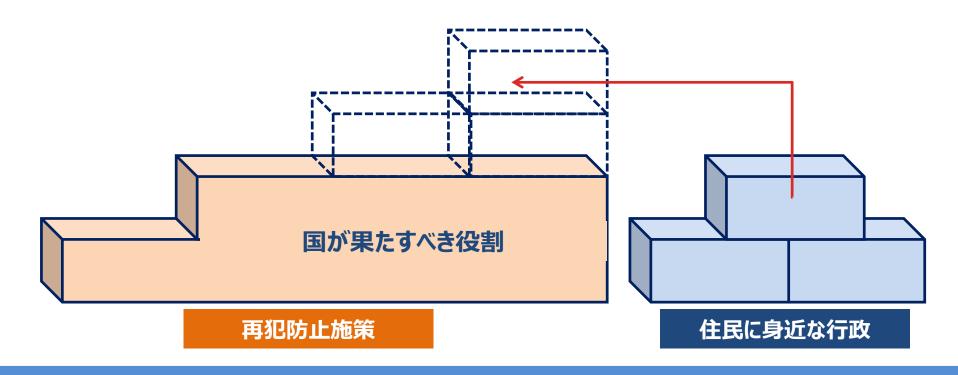
第8条 都道府県及び市町村は、再犯防止推進計画を勘案して、当該都道府県又は市町村における再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画(次項において「地方再犯防止推進計画」という。)を定めるよう努めなければならない。

- ・ 福岡県は、平成31年3月に策定しましたが、県内市町村は春日市を除いて未策定です(令和元年度末時点)。
- ・ 今後、福岡県、福岡矯正管区更生支援企画課及び福岡保護観察所が連携し、市町村における計画策定に向けた支援に取り組んでまいります。

【参考】国と地方との適切な役割分担①

令和2年2月5日市町村地域福祉計画に関する 研修会及び福岡県再犯防止推進市町村連絡会議 法務省説明資料から引用

再犯防止のため,国が果たすべき役割である「全国的に統一して 定めることが望ましい事務」,「全国的な視点で実施すべき施策」の 実施を前提に,地方公共団体においても,**再犯防止施策の観点を** 踏まえて「住民に身近な行政」を実施いただくことが期待されます



【参考】国と地方との適切な役割分担②

令和2年2月5日市町村地域福祉計画に関する 研修会及び福岡県再犯防止推進市町村連絡会議 法務省説明資料から引用

再犯防止に関係する「住民に身近な行政」には,

- ・犯罪や非行をした人に対する「行政サービスの提供」
- ・地域の再犯防止に取り組む「民間協力者の活動支援」
- ・地域住民に対する「広報・啓発活動」 等があります

行政サービスの提供

- 生活困窮者に対するセーフティネットの提供
- ▶ 保健医療・福祉サービスの提供
- ▶ 修学機会の提供
- ▶ 必要な行政サービスを適切に受けることが できるようにするための支援・調整の実施

民間協力者の活動支援

- 保護司・協力雇用主等の民間ボランティアに対する支援
- ▶ 更生保護施設に対する援助

広報·啓発活動

- 再犯防止啓発月間における広報・啓発事業の実施
- ▶ "社会を明るくする運動"の実施

【参考】国と地方との適切な役割分担③

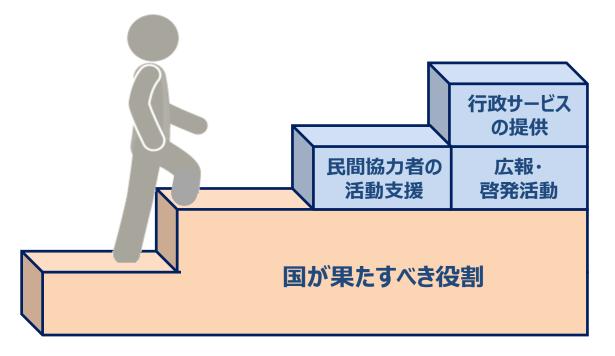
令和2年2月5日市町村地域福祉計画に関する 研修会及び福岡県再犯防止推進市町村連絡会議 法務省説明資料から引用

国による再犯防止のための取組と,地方公共団体における再犯

防止施策の観点を踏まえた「住民に身近な行政」を,国と地方

公共団体が緊密に連携して実施することにより,地域における効

果的な再犯防止が実現します



再犯防止

福岡県内における犯罪の状況

▶ 福岡県の再犯率(検挙人員に占める再犯者の割合)は、 全国平均を上回って推移していたが、平成30年の統計で 48.5%となり、全国平均(48.8%)を下回った。

(出典:法務省提供資料)

	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年
刑法犯認知件数	63,259人	54,663人	46,619人	42,126人	36,701人
検挙人員	11,397人	10,992人	10,880人	10,475人	9,906人
検挙人員のうち 再犯者	5,306人	5,420人	5,456人	5,212人	4,808人
再犯者率	46.6%	49.3%	50.1%	49.8%	48.5%

▶ しかし、依然として検挙人員にしめる再犯者は約半数という状況であり、再犯防止に向けた取組は重要。

「再犯防止推進計画」策定に向けた検討プロセス



- ●策定方法は様々。単独で策定するか?他の計画に包含するか?
- ・様々な政策文書で、地域共生社会との共通点が示されている。

【解説】地方再犯防止推進計画の策定方針を決めましょう

- ・ 令和2年10月時点において、策定済みの市区町村はまだわずかです(政令市6市、その他34団体)。
- ・策定済みの市区町村の計画を参照すると、単独の計画 を策定している例、他の計画に包含している例があります。

【法務省ホームページ: 地方再犯防止推進計画】 http://www.moj.go.jp/hisho/saihanboushi/hisho04_00022.html

- · 各市町村におかれては、まず下記の点を検討し、方針を 決めましょう。
 - ①いつまでに策定するか
 - ②単独で策定するか、他の計画に包含して策定するか

単独策定の場合

メリット

- ・ 住民に対して、当該市町村の取組姿勢を明確に示すことができる
- ・策定プロセスにおいて、再犯防止の分野について深い 検討がなされることが期待できる

懸念点

・ 計画所管部局以外の部局と円滑に共有、活用されるよう留意する必要がある

包含して策定の場合

メリット

・ 既存の計画に関わる各機関、関係者と計画を共有できる

懸念点

・ 単独で策定する場合と比較して、再犯防止の分野についての検討が深められない可能性がある

【解説】包含して策定する場合の記載イメージ

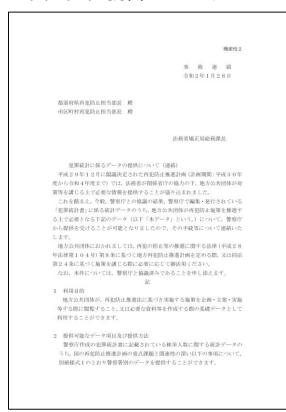
- ・ まず、「計画の趣旨」に、「本計画には、再犯防止推進法第8条に基づく地方再犯防止推進計画を包含するものである」旨を明記することが必要です。
- ・ 現状分析において、法務省、福岡県警察本部から提供を受けられる犯罪認知件数、再犯率等に関するデータを盛り込み、地域における課題を検証します。

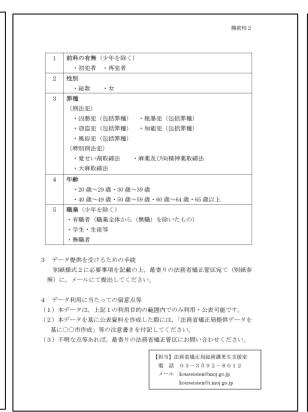
(市町村ごとの犯罪統計データは、福岡矯正管区に依頼すれば提供してもらえる。)

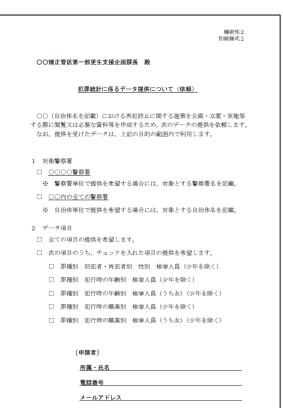
・ 地域における課題に対応した具体的取組みを記載します。

【解説】市町村ごとの犯罪統計データの入手方法

- ・ 令和2年1月から、警察庁の「犯罪統計書」に係る統計データのうち、警察署 単位のデータ提供を受けることができるようになりました。
- 福岡矯正管区更生支援企画課(電話:092-661-1143、
 メール: kouseishien-fukuoka@cccs.moj.go.jp) 宛てに依頼様式を提出することで、
 データ提供を依頼できます。
- ※ 令和3年4月からメールアドレスが変わります。新しいアドレスが設定されましたら、 県福祉総務課からお知らせします。







【解説】再犯防止推進計画と地域共生社会づくりの親和性

- ・ 地域共生社会に関するコンセプトは、多くが再犯防止のための福祉的支援に通じるものです。
- ・ 再犯防止のためには、新たな取組を実施することに限らず、 地域共生社会実現のプロセスにおいて、被害者支援とともに。 関係者が「犯罪をした人」を「生きづらさを抱えた人」と捉えて、 犯罪に至った背景に目を向けることが重要です。
- ・ 再犯防止推進計画を単独で策定することが理想ですが、 難しいと判断された場合は、地域福祉計画など、他の計画 に包含して策定することもご検討願います。

【参考】市町村地域福祉計画策定ガイドライン

- ・ 市町村地域福祉計画策定ガイドライン(厚生労働省通知「地域共生社会の実現に向けた地域福祉の推進について」(平成29年12月)P29~P52)P36~P37に、他計画との一体的な計画策定について記載があります。
- ・「地方再犯防止推進計画(略)の策定の際には、地域 福祉として一体的に展開することが望ましい分野については、 地域福祉計画にも位置付けるなど地域福祉計画を積極的 に活用していくことも考えられる」と記載されています。

2~3ページ

- 地域共生社会とは、このような日本の社会保障の成り立ちや社会の変化を 踏まえて、平成28年6月に閣議決定された「ニッポン一億総活躍プラン」に おいて提案された理念である。その理念とは、制度・分野の枠や、「支える側」 「支えられる側」という従来の関係を超えて、人と人、人と社会とがつながり、 一人ひとりが生きがいや役割を持ち、助け合いながら暮らしていくことので きる、包摂的なコミュニティ、地域や社会を創るという考え方である。
- 〇 その射程は、福祉の政策領域だけでなく保健、医療など社会保障領域、さらに、成年後見制度等の権利擁護、再犯防止・更生支援、自殺対策など対人支援領域全体にわたる。

9ページ

○ 新たな事業の支援対象者は、本人・世帯の属性を問わず⁵、福祉、介護、保健医療、住まい、就労及び教育に関する課題や地域社会からの孤立など様々な課題を抱える全ての地域住民とする。

13ページ

- (3) 多様な主体との連携
- 断らない相談支援の中で、個人や世帯が抱える複雑化・多様化した課題を制度の狭間に落とさず、対応していくためには、多機関協働の中核の機能を強化することに加え、相談機関に関わる多職種や多機関が連携することが必要である。
- 相談支援に関わる多職種については、保健、医療、福祉、子育て支援、労働、 教育、司法等の各分野の関係者に加え、消費者相談や若年者支援、年金相談等 の関係者が想定される。関係者が広く参加できる研修等を通じて、お互いの業 務の理解を進め、日頃から情報交換等ができる関係性を作るなど、地域の中で 幅広いネットワークを構築していくことが求められる。

13ページ

- 支援を届ける姿勢で積極的にアウトリーチし、支援を提供していくに当たっては、上記のような相談支援に関わる多職種や自治体職員との連携体制を整備するだけでなく、地域住民や町内会・自治会等の地域住民組織、民生委員・児童委員を始め、地域の多様な関係者やサロンなどの様々な居場所との連携を図ることにより、潜在的に支援を求める人を早期に把握していくことが重要である。
- O さらに、自殺対策、成年後見制度等の権利擁護、再犯防止・更生支援、居住 支援などの施策分野においては、多職種・多機関が連携し、ネットワークを構 築して、支援を推進することとされている。このことから、新たな事業を実施 する市町村は、新たな縦割りが生じないように、こうした施策と連携して取組 を進める必要がある。その際、会議体や共通ツールの活用、合同開催の研修に よる支援ノウハウの共有等を通じて、関係者の間での顔の見える関係性を構 築していくことが必要である。

14ページ

- 一方、支援の実践では、本人・世帯の課題の複合化・複雑化の結果、単一の 属性の支援だけでは十分な解決が図れない事例や、社会とのつながりが希薄 化した状態が長期化した結果、丁寧で段階的な支援が必要となっている事例 など、個別性が高まり<u>狭間のニーズが生まれつつある状況</u>10である。このため、 新たな事業においては、既存制度の支援と緊密に連携しつつ、新たに参加支援 として、既存の地域資源と狭間のニーズを持つ者との間を取り持つ機能を創 設すること等が求められる。
 - 10 支援の実践で見られている社会参加に向けた狭間のニーズ
 - ・ 8050 世帯の 50 代のひきこもりの状態にある者であって、世帯は生活困窮状態にないが、社会との関係が断絶しているもの
 - 発達障害の疑いがある者等で障害サービスの作業所等の利用対象にはならないが、一般事業所になじめない者
 - 人間関係により精神的に不調を来たし、医師からは就労可能と診断されたが、社会に 出ることへ不安を抱える者

 - ・ アルコール・薬物等の依存症でデイケアに通所していたが、治療への理解がある事業 所を見つけられない者

15ページ

- 既存の地域資源の活用方法を拡充して狭間のニーズを持つ者に対応するためには、既存の地域資源に働きかけるとともに、それらと支援対象者との間を取り持ち、必要に応じて、アウトリーチなども行いながら、継続的に支援する機能を市町村が有することが求められる。
- 同様の観点から、現在、生活困窮者自立支援制度において、支援対象者の就 労体験の受け入れを行う民間企業等に対し、受け入れのための環境整備を行 うための費用を補助するなどの取組が行われており、このような取組を拡張 するなどにより、既存の地域資源が参加支援に携わることのハードルを下げ る仕組みについても検討を行うべきである¹¹。
 - 11 本検討会においては、
 - ・ 支援の実践において、身寄りがなく居所を転々とする者への支援が深刻な問題となっているが、この問題に対応するには、地域で暮らし続けるための「地域のつながり」と「困ったときに相談を受け止めてくれる人」が重要であり、安定的に仕事をする、住まいを持つといった身寄りに代わる保障をいかに行うかについて検討の必要がある。特に、若者の中には地域に対する帰属意識が小さく、地域とのつながりの構築が困難な者がいることに配慮する必要がある。

また、<u>身寄りがなく居所を転々とする者の中には、刑務所や少年院が最後のセーフティネットとなってしまっている人もおり、更生支援についても検討が求められる</u>

26ページ

○ 地域福祉計画等の策定に当たっては、自殺対策基本法(平成 18 年法律第 85 号)において、全ての都道府県及び市町村が地域自殺対策計画を定めるものとされていることから、記載事項等について調整を図るとともに、成年後見制度等の権利擁護、再犯防止・更生支援に関する計画とも調整を図ることが求められる。

市町村が取り組みやすい活動の例



- ・支援対象者を「困りごとを抱えた地域住民」と捉えれば、 すでに市町村が実施している取組もあり。
- ・まずは、広報・啓発から。

市町村が取り組みやすい活動の例(行政サービスの提供)

- ○相談支援体制に係る例 (制度の狭間に陥りやすい困りごとを抱えた者に対するセーフティネットの 提供の一環として)
 - ・ 保護観察対象者、起訴猶予・執行猶予となった者で社会復帰に向けて課題を抱えている者又はそれらの者の家族等に対して、生活困窮者等への支援体制に準じて、各種相談支援窓口が分野横断的に対応するよう努めます。

(更生支援を必要とする人が孤立状態に陥りやすいことを踏まえ)

・生活困窮者、社会的孤立状態にある者又は表出されていない課題も含めて複合化した課題を有する者に対して、アウトリーチの手法を含め、必要な相談支援体制の構築を図ります。

市町村が取り組みやすい活動の例(行政サービスの提供)

- ○更生支援に取り組む関係機関・社会資源との連携に係る例
 - ・保護観察対象者に係る保護観察所からの支援要請に円滑に対応するため、保護観察所の本担当窓口を把握し、各種相談窓口に周知します。
 - ・更生保護施設や自立準備ホーム、依存症者への支援に取り組む 団体等を地域の社会資源として捉え、それらの機能について情報 収集し、各種相談窓口で共有するよう努めます。
 - ・福岡県地域生活定着支援センター(矯正施設出所者のうち、高齢者又は障がいがあり、帰住先がない人に係る自立支援を実施)、福岡県立ち直りサポートセンター(起訴猶予者、執行猶予者等に対して必要な福祉的支援を実施)の機能を各種相談窓口に周知し、協力要請があれば分野横断的に対応するよう努めます。

市町村が取り組みやすい活動の例(行政サービスの提供)

- ○就職支援に係る例 (保護観察終了時に無職である者は有職者と比較して再犯率が 約3倍であることを踏まえ)
 - ・保護観察所や矯正施設に対して、市町村が実施している就職支援施策の案内を行い、保護観察対象者や矯正施設出所者等の 就職支援をより効果的なものとするよう努めます。
 - ・求人ニーズがある事業者に対して、協力雇用主やコレワーク九州 (福岡矯正管区矯正就労支援情報センター)の制度を周知します。
- ○住居確保支援に係る例
 - (県内における刑務所出所時に帰住先がない者の割合が、平成30年実績が18.5%であること、帰住先がないなど不安定な生活状況から再犯に至るケースが多いことを踏まえ)
 - ・住宅セーフティネット法に基づき県に指定されている居住支援法人について、各種相談支援担当者と情報共有し、住宅確保要配 慮者(高齢者、障がいのある人、低所得者、保護観察対象者等)への支援が円滑に実施できる体制構築に努めます。

29

市町村が取り組みやすい活動の例(民間協力者の活動支援)

- ○保護司確保の支援、活動支援の例
 - ・退職者を対象にしたライフプランセミナーにおいて、保護司の取組みを紹介します。
 - ※県では保護観察所職員を招いて説明していただいています。
 - ・保護司の活動拠点である「更生保護サポートセンター」の環境 づくりを支援します。

(面談実施のために庁舎会議室の提供するなど)

- ○協力雇用主確保の支援、活動支援の例
 - 事業者に対して、協力雇用主の制度を周知し、登録を促します。
 - ・協力雇用主の取組例を、広報誌で紹介します。
 - ・協力雇用主に登録している事業者について、入札参加資格審査において加点を行うことにより、協力雇用主の拡大を図ります。

市町村が取り組みやすい活動の例(広報・啓発活動)

- ○再犯防止啓発月間(毎年7月)における取組例
 - ・「再犯防止啓発月間」の活動として、庁舎ロビーにポスターを掲示する等、市民に対する啓発に取り組みます。
- ○社会を明るくする運動(毎年7月。更生保護関係の取組に係る 啓発運動強化期間)における取組例
 - ・「社会を明るくする運動」として開催される行事を後援します。 (会場の提供、広報の協力など)
 - ・市の広報誌で「社会を明るくする運動」の取組みを紹介します。
 - ・市のホームページで「社会を明るくする運動」の行事案内を紹介します。

市町村再犯防止推進計画の実例



- ・他の計画に包含する場合、どのような建付けで策定しているか?
- ・他の計画に包含する場合、どのような内容を盛り込んでいるか?

【参考】単独で策定している例

千代田区 (東京都)

·名称:千代田区再犯防止 推進計画

·所管:保健福祉部福祉総

務課厚生係

千代田区再犯防止推進計画

出典:千代田区ホームページ

小松市(石川県)

・名称:小松市「リ・スタート」

計画

・所管: 予防先進部ふれあい

福祉課



小松市「リ・スタート」計画

(再犯防止推進計画)



みんなの力で ひろげよう 支援の輪

令和元年7月1日 小松市

出典: 小松市ホームページ

川崎市(神奈川県)

•名称:川崎市再犯防止推

進計画

所管:健康福祉局地域包

括ケア推進室



川崎市再犯防止推進計画

〔令和2年度~令和6年度〕

すべての市民が、 地域社会において孤立することなく、 ともに生き、支え合う社会に向けて

令和2年2月

出典:川崎市ホームページ

【参考】他計画に包含して策定している例

豊中市(大阪府)

•名称:第4期豊中市地域福

祉計画

·所管:福祉部地域共生課

地域共生社会

第4期豊中市地域福祉計画

をめざして

四日市市(三重県)

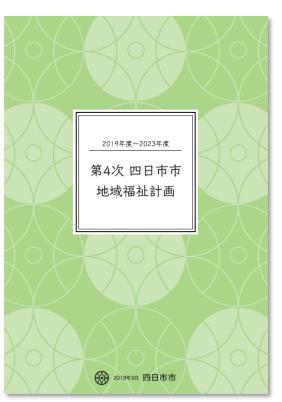
·名称:第4次四日市市地域 福祉計画

·所管:健康福祉部健康福

祉課



出典:豊中市ホームページ



出典:四日市市ホームページ

春日市(福岡県)

・名称:人権教育及び人権啓 発推進第4次春日市実施計 画

·所管:人権男女共同参画課



出典:春日市ホームページ

【参考】豊中市の例

2. 計画の位置づけ

1) 法令の根拠

本計画は、豊中市健康福祉条例第7条の規定に基づき、地域福祉を推進するため、社会福祉法第107条の規定に定められている事項と、その他健康の増進と福祉の向上に関する事項などを明らかにするものです。また、社会福祉法の改正をふまえ、本計画の推進を通じて、社会福祉法第106条の3に規定する「包括的な支援体制の整備」を促進します。

なお、「成年後見の利用の促進に関する法律」(平成28年(2016年)5月施行)に基づき策定する「成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画」及び「再犯の防止等の推進に関する法律」(平成28年(2016年)12月施行)に基づき策定する「地方再犯防止推進計画」は、本計画に包含されています。

基本施策 3-2:課題や不安を抱える人等に寄り添い支えていく取り組みの強化

施策の方向

多様化・複雑化する課題や不安等に対応するために、あらゆる分野での支援を強化するとともに、 一人ひとりに寄り添った支援の実現に向けて、切れめのない包括的な支援体制を構築・強化します。 また、必要な支援につながった後も、安心して、自分らしく地域で暮らすことができるよう、地域 における居場所・役割づくりや、緊急時・災害時に対応できる支援体制の充実を図ります。

主な取り組みの内容

(1) 誰もが安心して自分らしく地域で暮らしていくための支援の充実

取り組み	内容	
	·	
	● 犯罪や非行の防止と立ち直りを支える取り組みである"社会を明る	
	くする運動"などを通じて、再犯防止に関する地域での理解を促進し	
	ます。	
⑥再犯防止に向けた	● 地域における更生保護の活動拠点である豊中市更生保護サポート	
取り組みの推進	センターの運営支援などを通じ、保護司など更生保護関係の支援者・	
《再犯防止推進計画》	団体に対する相談支援の充実を図ります。	
***************************************	● 更生保護関係の支援者・団体と民生委員・児童委員や社会福祉協議	
	会等との連携を図ります。また、再犯防止に向けて重要となる就労や	
	住まいの支援関係者等との連携の充実を図ります。	
	****************************** *	

2. 本計画の位置づけ(他の計画との関係)

本計画は、「四日市市総合計画」を上位計画とし、その地域福祉分野を推進するための基本的な計画とし、社会福祉法第 107 条に規定する「市町村地域福祉計画」として位置づけられます。

また、本計画の基本目標3「安全・安心に暮らせる仕組みをつくる」における、「必要な施策3-3(1)生活困窮者の自立支援」は、生活困窮者自立支援法に基づく本市の取り組みを定めた生活困窮者自立支援方策として、「必要な施策3-3(2)成年後見制度の利用の促進」は、地域福祉活動計画において位置づけられる具体的な実施計画と併せて成年後見制度の利用の促進に関する法律第23条における「成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画」として、「必要な施策3-3(3)再犯防止の推進」は、再犯の防止等の推進に関する法律第8条における「市町村における再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画」として、それぞれ位置づけられます。

4. 計画策定(見直し)の経緯

学識経験者、事業者団体職員、市職員で構成される「四日市市地域福祉計画ワーキング グループ」において、第3次計画の進捗確認、地域における福祉課題の抽出、検討を行い ました。福祉課題の抽出にあたっては、地域で実際に事業所や団体で活動されている方々 や団体へのアンケートや、面接によるヒアリングを実施し、現場での声を見直しに反映さ せるよう努めました。

また、法制度面にかかる動きとして、平成 27 年度(2015 年度)に生活困窮者自立支援法が施行され、市町村は生活困窮者自立支援方策を市町村地域福祉計画に盛り込むよう国から技術的助言がなされました。また、成年後見制度の利用の促進に関する法律が施行され、市町村は、成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めることとされました。さらに、再犯の防止等の推進に関する計画を定めるよう努めることとされました。こうした課題や論点の検討結果を、学識経験者、地域団体代表、事業者団体代表、当事者団体代表などから構成される「四日市市地域福祉計画検討委員会」に報告し、意見をいただきました。

(3) 再犯防止の推進

現状と課題

安全・安心な暮らしを実現するためには、犯罪や非行のない地域社会を築いていくことが不可欠です。我が国の刑法犯の認知件数は、減少傾向にありますが、検挙人員に占める再犯者の割合は上昇し続け、約半数に達しています。これは、犯罪や非行をした人の円滑な社会復帰が困難な状況によるものです。このため、国民が犯罪や非行をした人の更生に理解を深め、こうした人たちが再び社会を構成する一員となることを支援していくことが求められています。

本市においても、保護観察対象者の生活状況を把握した上で、立ち直りに必要な指導や家族関係、就学・就職支援に当たるほか、刑務所・少年院等から社会復帰を果たした際、スムーズに社会生活を営めるよう帰住先の環境の調整や相談を行う存在として保護司が数多く活動しています。さらに、過ちに陥った人たちの立ち直りを支援する女性ボランティア団体として更生保護女性の会が活動しています。

また、犯罪や非行をした人の中には、社会生活がうまくいかず生活困窮に陥り再犯 に至る人もおり、加えて、薬物依存症に対しても対策が求められています。

が自然にできる社会にするため、市民への広報・啓発とともに、支援体制を構築する ことが求められます。

今後の取り組み

更生保護に携わる団体の支援と関係機関の連携強化

更生保護に携わる保護司会、更生保護女性の会などの活動を支援するとともに、次 世代に活動がつなげられるよう、人材の発掘・育成を支援します。

また、刑事・司法関係機関と医療・福祉関係機関との緊密な連携により、必要な福祉支援へ結びつけることで安定した生活を実現し、再犯の防止へとつなげます。

社会を明るくする運動の推進

更生保護に携わる団体、自治会、民生委員・児童委員、青少年の育成に携わる団体、 警察、教育委員会等と緊密に連携しつつ、強化月間を中心に、犯罪や非行の防止と犯 罪や非行をした人たちの更生について理解を深め、犯罪や非行のない地域社会を築こ うとする「社会を明るくする運動」に取り組みます。

薬物乱用防止対策の推進

薬物乱用や薬物依存症の対策に当たる関係機関との連携強化を図ります。また、市民と協働し、不正大麻・けし撲滅を目的に「植えてはいけないけし」の除却を進めるとともに、薬物乱用防止対策協議会や自治会等と協働で啓発キャンペーン等を実施し、広く啓発を行っていきます。

学校教育においては、非行による児童・生徒の修学の中断を防止する観点も含め、 薬物乱用防止や非行防止のための教育を推進します。

【参考】春日市の例

2 実施計画の趣旨

本市においては、平成23年に策定した「第5次春日市総合計画」の中で、人権の尊重 をまちづくりの指針の一つとして位置付け、一人ひとりの基本的人権が尊重される明るく 住みよいまちづくりを目指して、人権意識の高揚を図る市民啓発及び人権教育の推進に積 極的に取り組んでいるところです。

そのような中、人権教育及び人権啓発の推進に関する法律(平成12年法第147号) 第3条に規定する基本理念を踏まえ、同法5条の規定に基づく具体的な施策を計画的に推 進するために策定した人権教育及び人権啓発推進春日市実施計画も第4次の策定となりま した。

これまでの第3次実施計画の総括や、平成29年度に実施した「春日市人権問題に関する市民意識調査」の調査結果等を踏まえ、現在の課題を解決するために、"差別のないまちづくり"を推進する「第4次実施計画」を策定するものです。

また、この「第4次実施計画」は再犯の防止等の推進に関する法律(平成28年法第 104号)第8条の規定に基づき、同法第3条に規定する基本理念を踏まえ、具体的な施 策として計画的に推進するために策定する「地方再犯防止推進計画」を包含するもので す。

【参考】春日市の例

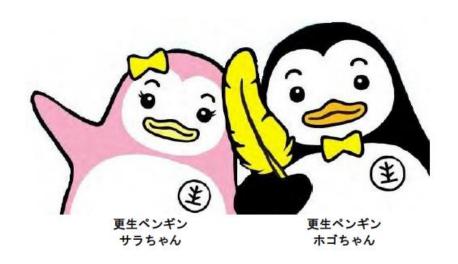
(7) 刑を終えて出所した人に関する課題と施策の方向

課題

①刑を終えて出所した人の再犯率が高 く、出所後出来るだけ早く生活基盤を 築くことが求められています。

施策の方向

①「再犯の防止等の推進に関する法律」に基づく支援の方策を研究し、具体的に推進していきます。



【参考】春日市の例

(7) 刑を終えて出所した人に関する問題

推進項目①社会参加の促進			
人権男女共同参 画 課 福祉支援課	施 相談しやすい環境の整 策 備 内 容	具 保護司との定期的な面談のほか、地域住民と 体 の関係を築くことで、困ったときに民生委員 などに相談できる環境を整えます。	
人権男女共同参画課 財 政 課	施 就労支援の充実 策 内 容	具 再犯をしないためにも、早く就労することが 大切になるため、協力雇用主を増やしていけ るよう努めます。	
人権男女共同参画課	施 生活基盤構築のための 策 支援 内 容	具 くらしサポート「よりそい」に相談しながら、 体 住居や就労を確保できるよう支援します。 策	
推進項目②啓発の充実			
人権男女共同参画課	施 動"強調月間及び再犯 防止啓発月間(7月) での啓発の充実		

計画策定に当たって参照する資料



- まずは、国の手引き、県の計画を。
- 保護観察所の啓発リーフレットもわかりやすく、有用。
- -具体的な相談は、福岡保護観察所、福岡矯正管区、 福岡県まで。

法務省「地方再犯防止推進計画策定の手引き」(令和元年8月)

地方再犯防止推進計画策定の手引き

令和元年8月 法務省 平成28年12月に施行された再犯防止推進法 第8条により都道府県及び市町村の努力義務と 規定された「地方再犯防止推進計画」の策定方 針を示したもの。

【内容】

- ①計画策定の意義等(P1~P2)
- ②計画に盛り込むことが考えられる主な 内容とその考え方について(P6~P8)
- ③具体的な取組の記載例等(P9~P37)

【掲載URL】

法務省ホームページ

http://www.moj.go.jp/content/001302613.pdf

「地方再犯防止推進計画策定の手引き」の概要・構成

概要

● 特に市町村における地方再犯防止推進計画の策定を促進するため、計画策定に至るまでの事務手続例や、計画に盛り込む施策の具体例などをまとめたもの。

第1章 計画策定の意義等

- 1 法的根拠
- 2 計画策定の意義
- 3 計画策定の流れ

第2章 計画に盛り込むことが考えられる主な内容とその考え方について

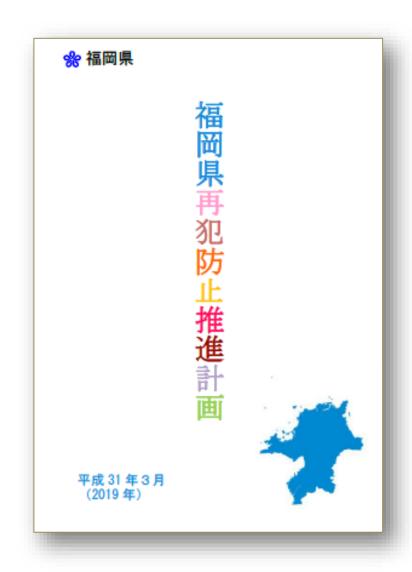
- 1 計画策定の趣旨等
- 2 地域における再犯防止を取り巻く状況
- 3 重点課題・成果指標
- 4 取組内容
- 5 推進体制

第3章 具体的な取組の記載例等

- 1 就労・住居の確保等のための取組
- 2 保健医療・福祉サービスの利用の促進等のための取組
- 3 学校等と連携した修学支援の実施等のための取組
- 4 犯罪をした者等の特性に応じた効果的な指導の実施等のための取組
- 5 民間協力者の活動の促進等、広報・啓発活動の推進等のための取組
- 6 国・民間団体等との連携強化等のための取組

構成

「福岡県再犯防止推進計画」(平成31年3月)



再犯防止推進法第8条に基づく地方再犯防止推進計画として策定したもの。 (平成31年3月策定)

【内容】

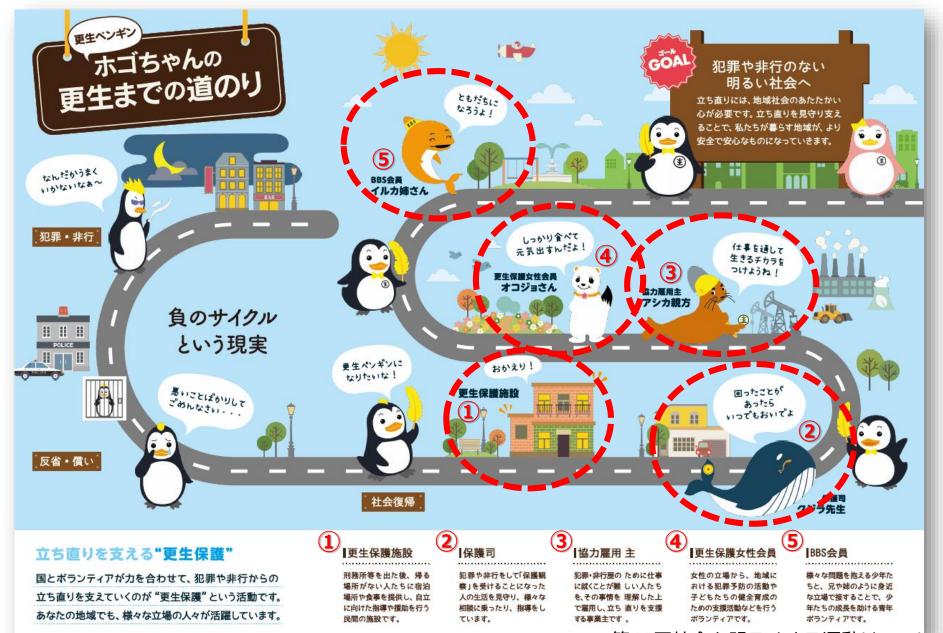
国の再犯防止推進計画を踏まえ、国の 関係機関、市町村及び民間協力者と連携・ 協力しながら、再犯の防止等に関する取組 みを総合的かつ計画的に進めていくため の事項を定める計画。

【計画の期間】 令和元年度~令和3年度

【掲載URL】

福岡県庁ホームページ http://www.pref.fukuoka.lg.jp/ uploaded/attachment/50807.pdf

「更生保護ボランティア」の活動が立ち直りを支えている



帰る場所、相談する人、仕事がないと・・・負のサイクルに



第69回社会を明るくする運動リーフレット

まずは、「更生保護を知ること」から



🖰 社会を明るくする運動🖰

第69回社会を明るくする運動リーフレット

ホゴちゃんの更生物語 サラちゃんの更生物語





出典:第69回社会を明るくする運動パンフレット

更生保護ボランティアが登場するストーリーも

鉄拳の「社会を明るくする運動」with法務省 (第66回「社会を明るくする運動」ショートムービー)















出典:第69回社会を明るくする運動パンフレット

【YouTube 法務省チャンネル(パラパラマンガ)へリンクします】

令和3年度の活動予定(市町村参加行事)

- → 福岡矯正管区等が開催する矯正施設(少年院、刑務所等)の見学会 への市町村の参加を呼びかけます。
- ▶県内4地区で開催される「福岡地域生活定着支援協議会」※ブロック会への市町村のオブザーバー参加を呼びかけます。
- ▶「九州ブロック再犯防止シンポジウム」への参加を呼びかけます。

※ 福岡地域生活定着支援協議会

【会員数】

77団体・個人 ※2020年3月末現在

【会員】

高齢者施設(養護老人ホーム・有料老人ホーム等)、障がい者施設(グループホーム・障がい者支援施設等)、救護施設、更生保護施設、自立準備ホーム、相談支援事業所、自立相談支援事業所、介護事業所、司法関係機関、医療機関、不動産会社、個人会員など

【活動内容】

- ・勉強会、他機関連絡協議会出席
- 矯正施設、福祉施設視察
- ・地域毎のネットワーク構築(福岡、北九州、筑豊、筑後ブロック会)

再犯防止推進計画に関するお問い合わせは、こちらまで

福岡保護観察所民間活動支援班

電話:092-761-6799

FAX: 092-724-2322

福岡矯正管区更生支援企画課

電話:092-661-1143

FAX: 092-663-1001

メール: kouseishien-fukuoka@cccs.moj.go.jp

※令和3年4月からメールアドレスが変わります。

新しいアドレスが設定されましたら、県福祉総務課からお知らせします。

福岡県庁福祉労働部福祉総務課 地域福祉係

電話:092-643-3243

FAX: 092-643-3245

メール: fukusomu@pref.fukuoka.lg.jp